

## (平成30年第2回豊中市伊丹市クリーンランド議会定例会)

### 【職員の技術力向上の取組みについて】

#### (一問目)

決算説明書P. 1に昨年度は、施設の安定稼働に向け、職員の技術力向上の取組みを推し進め、保全技術の確立を目指したとありますが、職員の技術力向上の具体的な取組み内容を教えて下さい。

#### <答弁>

職員の技術力向上の取組みとしまして、最少の経費で最大の効果を実現するため、多種多様な業務に従事できるよう、資格・免許の計画的な取得支援に努めております。また、旧焼却施設から新焼却施設に移行するタイミングで「ごみ焼却施設技術検討部会」を立上げ、日々の運転操作業務を通し運転方法の見直しや改善などについて取り組んでおります。

とりわけ平成29年度は2年間の瑕疵担保期間内であったことから、設備機器の瑕疵等にかかる不具合に関しまして、これまで培った経験や部会で検討した改善案をプラントメーカーに投げかけてまいりました。また、各種機器のトラブルに対して迅速に対応できるよう、係単位で職員が自ら考えまた、議論を重ねトラブル対応マニュアルの作成にも取り組んでまいりました。

#### (意見・要望)

事前の話も含めて、クリーンランドの職員の方々の意識、ノウハウの蓄積はかなり高水準にあるように感じました。それに加えて、資格や免許を取得することで、責任もかなり重くなっているように感じています。なかには、電気主任技術者や、ボイラー・タービン主任技術者のように、その資格を持つ職員がいなくなると事業そのものがない資格もあります。一方で、資格取得の支援策もいくつか講じられていますが、資格取得そのものの難易度、手間、資格取得者の貴重度や責任の重さに比べると、もう少し、インセンティブが働くような、具体的には資格取得者への昇給や昇格、給与、手当の面で優遇すべきではないかと思えます。クリーンランドの技術職員だけでなく、他の部局にもおられると思えますが、専門的な資格をお持ちで、その人がいないと事業ができないような方に対する処遇改善を改めて強く求めておきます。

## 【高効率発電について】

### （一問目）

決算説明書P. 1に、高効率発電設備の能力を最大限発揮することで、売却電力収入の確保を図ったとありますが、高効率発電設備の能力を最大限発揮した場合、年間で可能となる発電量を教えてください。また、理論上、可能となる最大売電率についても教えてください。

### ＜答弁＞

高効率発電設備の能力を最大限発揮し、平成29年度のごみ量である156787.1tを焼却した実績発電量は約9500万kwhとなっています。また、設計上の最大発電効率は22.4%となっております。なお、平成29年度の実績発電効率は平均では21.2%となっておりますが、測定を行った時間帯によっては最大発電効率である22.4%を上回っていることもございました。

### （意見・要望）

現状のごみの搬入量、ごみ種の割合で、設計上の最大発電効率に近い発電効率を維持していることや、ごみの処理方法の大幅な変更は、発電効率の低下や設備への影響を考慮すると難しいことは事前の説明も含めて分かりました。一方で、現状のリサイクルに係る高額な経費と焼却処理に係る高額な売電収入を踏まえて、今後、発電設備などの設備を改修し、より高額な売電収入を得ることも検討するべきだと意見しておきます。

## 【ごみ処理経費について】

### (一問目)

ごみ処理経費についてお伺いします。議案参考資料P. 9によると、平成29年度の1トン当たりの処理経費が9671円となっています。これはクリーンランドに搬入された全てのごみのトン当たり処理経費ですが、可燃ごみ、不燃ごみ、各再生資源ごみ(ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装・古紙古布・缶類・剪定枝)の個別のトン当たり処理経費を教えてください。

### <答弁>

平成29年度の各ごみ種別のトン当たりの処理経費につきましては、可燃ごみが約6800円、不燃ごみは約15000円、ビンは約13900円、ペットボトルは約570円、プラスチック製容器包装は約41100円、古紙・古布は約23200円、缶類は約13900円、剪定枝は約85600円となっております。

### (意見・要望)

あらためて伺いましたが、数字にすると如何に焼却処理が経済的であるか、現行のプラスチック製容器包装や剪定枝の処理方法が、浪費的であるかが分かりました。

## 【容器包装リサイクル協会への再資源化ごみの売却について】

(一問目)

クリーンランドに搬入されたプラスチック製容器包装やペットボトルは、日本容器包装リサイクル協会に処理を委託していると思います。リサイクル協会は、リサイクル業者に対して、お金を渡して、いわゆる逆有償の形で、再資源化を委託していると思うのですが、議案参考資料P. 11を見るとペットボトルに関しては、売却収入があるようです。このことについて、詳細を教えてください。また、売却益が望めるのであれば、リサイクル協会を通さなくても、一般競争入札をして、売却処理をした方が、売却収益が増えるのではないかと思います。見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ペットボトルの売却収入ですが、中国の経済活況に伴い平成12年頃から使用済ペットボトルの海外輸出が顕著になり、引取に係る有償化が始まりました。

(社)日本容器包装リサイクル協会においても、平成18年度から再生処理事業者が当協会に料金を支払う、いわゆる有償入札が実施され、有償分から各市町村に拠出金が支払われるようになったものであります。

一方、クリーンランドでは、当初は独自ルートでの処理を行っていましたが、平成20年度のリーマンショックにより大幅な相場価格の下落に伴い、処理を引き受けていた一部事業者の倒産により、売却代金の回収が不能になった事態を受け、安定的な処理ルートの確保を優先する観点から議会にもお諮りし、平成25年度から現在のルートに変更した経緯があり、引続き継続してまいりたいと考えております。

なお、平成29年度の歳入は約4950万円でございます。

(意見・要望)

容器包装リサイクル法の趣旨に則り、ペットボトルについても、再商品化に係る経費は、拡大生産者責任の原則に基づき、ペットボトルの生産や使用している事業者がリサイクル費用を容器包装リサイクル協会に支払い、協会はリサイクル業者に逆有償で、リサイクルを委託していたと思っておりましたが、ペットボトルについてはマテリアルリサイクル(再商品化)しても、リサイクル経費よりも売却収入の方が高いということで、クリーンランドにも歳入があり、経済的にも持続可能な制度の運用がなされていると理解しました。本来は、プラスチック製容器包装もこのような制度運用がなされなければならないはずで、それが不可能な状況での制度運用は全くナンセンスだとあらためて思います。一方、ペットボトルに関しても、近年、中国が使用済みペットボトルの受け入れを禁止し始めたことで、国内の廃ペットボトルが飽和状態となり、今後は、リサイクル経費と売却収入の関係が逆転することもあり得ると思いますので、その点はしっかりと注視して頂きたいと思えますし、逆転した場合は、より経済的な処理方法への転換も検討しておくべきだと意見しておきます。

## 【プラスチック製容器包装の処理について】

### (一問目)

プラスチック製容器包装の処理についてお伺いします。両市民が排出しているプラスチック製容器包装のうち、可燃ごみに混入されていたり、汚れがひどく可燃ごみとして排出されたり、容器包装リサイクル協会に搬出された後、サーマルリサイクルされたり、産廃処理されることで焼却処理された(再商品化されていない)プラスチック製容器包装はどれくらいの量、全体のどのくらいの割合なのか、教えてください。また、クリーンランドにプラスチック製容器包装として搬入されたごみの不適合割合を教えてください。さらに、容器包装リサイクル協会に引き取ってもらうには、適合割合が何パーセント以上にならないといけないのかも教えてください。加えて、手選別を行っている廃棄物のうち、不適合割合が高いごみ種は、プラスチック製容器包装だと思えますが、具体的にどのような不適合物が多く混入されているのか教えてください。

### <答弁>

平成29年度にクリーンランドに搬入された可燃ごみに含まれるプラ・ゴム類の割合は約20%ですが、プラスチック製容器包装に限定した混入量は把握しておりません。また、(公財)日本容器包装リサイクル協会が発行しています機関紙によりますと、平成28年度に市町村から引取られたプラスチック製容器包装の量は657,264トンで、再商品化製品として販売された量は438,658トンです。このことから、再商品化されなかった量は218,607トン、割合は33.26%となります。

次に、不適合品の割合ですが、両市から搬入されたプラスチック製容器包装の展開検査を毎月実施しておりますが、平成29年度の検査結果では年間平均で13.3%が不適合品で、適合率は86.7%と高く、市民の協力度が現れていると思われま

す。一方、プラスチック製容器包装の搬出品については、容器包装比率で90%以上であることが求められているところ、平成29年度のクリーンランドからの搬出品は93.64%であり、リサイクルプラザが稼動した平成24年度以降、Aランクを維持しております。

また、プラスチック製容器包装に混入されている異物としては、調味料等に使用されたペットボトルやタッパー・ストローなどプラスチック製品が多く見られますが、昨今では充電式電池などの混入が増加傾向となっております。

### (二問目)

容器包装リサイクル法の趣旨からすると、容器包装リサイクル制度を安定的に持続させていくために、拡大生産者責任の原則に基づき、プラスチック製容器包装の製造や利用をしている事業者がリサイクルに係る費用を負担するのが原則のはずが、昨年度でも約2億2千万円もの経費負担が生じています。全く法の趣旨に沿っていない形で制度が運用され、市が負担させられていることについて、見解をお聞かせ下さい。さらに、法の趣旨に沿っていないにもかかわらず、多額の税金を負担してまで、制度に則って、処理をしている理由と、どんな気持ちなのか教えてください。

### <答弁>

プラスチック製容器包装の処理方法でございますが、平成12年4月に完全施行された「容器包装リサイクル法」では、商品の容器及び包装の製造や利用を行う一定の事業者には再商品化の義務を課すとともに、市町村には容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講じる努力義務を課しております。

同法律の趣旨は、家庭から出るごみのうち、容積比で6割を占める容器包装廃棄物を資源として有効活用することにより、ごみの減量化を図るもので、法の趣旨に沿って事業を行っているところでございます。

クリーンランドでは、循環型社会形成推進基本法の理念と主旨を踏まえ、循環型社会の構築という環境行政に対する社会からの要請に応えていくため、リサイクルプラザで、両市在住の知的障がい者が一般就労の場としてプラスチック製容器包装の手選別業務に従事し、着実に成果を挙げていますが、こうした限りある資源の有効利用に向けた取組みや、温室効果ガス排出量の削減などを通じた環境負荷の低減に向けた取組みが、より優先されるものであり、今後ともこの姿勢を貫き、継続して取組みを進めてまいりますので、よろしくお願い致します。

#### (意見・要望)

こちらが、数字やデータを用いて、問題提起をしていますので、現行の事業の正当性を主張する、もしくは反論されるなら、数字やデータを用いた理論的な議論をさせて頂きたいと要望しておきます。その上で、いくつかの疑問点、矛盾点を指摘させて頂きたいと思えます。豊中市伊丹市の両市民が排出したプラスチック製容器包装の適合率は、平均すると80%で、容器包装リサイクル協会に引き取ってもらうには、90%以上にする必要があるので、高額な税金を投入して手選別を行って頂いていますが、90%以上が達成されたら、理屈的には、プラスチック製容器包装の手選別は必要なくなると思えますので、それぞれの市の適合率、各地域の適合率など詳細なデータを両市と共有し、的確かつ厳格に適合率の向上、改善に向けた取組みを両市に働きかけるべきではないかと思えます。一方、たとえ、それだけ両市民が手間をかけて、さらには、両市が高額な税金を負担して、分別しても、未だに、容器包装リサイクル協会を通しての再商品化の割合は、66.74%と、全体の1/3はリサイクルされていない状況にあり、そんな状況にあって、法律上は単なる努力義務である容器包装リサイクル法に従って、市民が手間や税負担を強いられる必要性が感じられません。市民に分別を求める前に、容器包装リサイクル協会にリサイクル率を上げさせることが先ではないかと思えます。

また、「限りある資源の有効利用に向けた取組みや、温室効果ガス排出量の削減などを通じた環境負荷の低減に向けた取組みが、より優先されるものであり、今後ともこの姿勢を貫き、継続して取組みを推し進めてまいります」と答弁がありました。多額の税負担をしても、限りある資源の有効利用や、温室効果ガス排出量の削減などを通じた環境負荷の低減を優先することだと理解しますが、本当に優先されているのでしょうか。クリーンランド及び両市の主張からすると、プラスチック製容器包装とプラスチック製品は、ほぼ同じ材質で、焼却処理した場合の環境負荷、温室効果ガスの排出量に違いはないにも拘らず、プラスチック製容器包装だけを多額の税金を使って処理する理屈が私には理解できません。税金の支出よりも優先されるべきは、限り

ある資源の有効利用や温室効果ガス排出量の削減と言っておきながら、もともと不燃ごみとして処理していた(プラスチック製容器包装とほぼ材質が同じ)プラスチック製品は、何のためらいもなく焼却処理しているのではないですか。しかも、答弁から、可燃ごみに含まれるプラ・ゴム類の割合が約20%とのことでしたので、昨年度、約15万トンの可燃ごみの20%、約3万トンのプラ・ゴム類が焼却処理されたこととなります。3万トンの全てがプラスチックごみではありませんが、昨年度収取されたプラスチック製容器包装の量約5300トンをはるかに超える量のプラスチックごみを焼却処理したこととなります。限りある資源の有効利用や温室効果額排出量の削減を優先すべきと言いながら、実際には全く優先なんてしていません。プラスチック製品は、プラスチック製容器包装と異なり、リサイクルの処理費用を負担するものが法律で定められていないために焼却処理しているのですが、多額の税負担よりも、資源の有効利用や温室効果ガス排出量の削減をするべきと言うのであれば、プラスチック製容器包装と材質が同じプラスチック製品もリサイクル処理してから、先ほどのような答弁をされるべきではないでしょうか。このように、どのような答弁をされても、必ず矛盾が生じるような事業展開をされている訳ですので、いい加減、このような市民や手選別事業者の分別や高額な税金の支出といった無駄や、これまで述べてきたような矛盾を抱えた処理方法をあらため、プラスチック製容器包装は、プラスチック製品同様に、潔く焼却処理するようあらため、両市民の分別の手間や税負担を軽減して頂きたいと強く要望しておきます。

## 【剪定枝の再資源化経費について】

### (一問目)

剪定枝の再資源化について伺います。議案参考資料P. 11によると、平成28年度は剪定枝の再資源化経費が0円だったものが、昨年度は約1400万円もかかっています。この要因と1400万円もかけて再資源化を実施した理由を教えてください。平成24年から生ごみ・剪定枝堆肥化事業に係る剪定枝のチップ化処理をクリーンランドで実施されていると思いますが、わざわざ剪定枝の一部を高額の税金を費やしてチップ化するに至った経緯と動機、理由について詳しく教えてください。そもそも、剪定枝のチップ化処理は、豊中市もしくは伊丹市からの提案だったのか、クリーンランドの発案だったのか、誰が考えたことなのか教えてください。

### <答弁>

剪定枝に係る再資源化経費につきましては、これまで可燃ごみの中に含めて一括して表記していましたが、平成29年度より剪定枝を単独で表記したことにより1400万円の経費が掲載されたもので、内容については、これまでと同様にリサイクルプラザの委託料やチップの搬送費用などでございます。

剪定枝チップ化事業は、平成24年度に開設したリサイクルプラザ建設時における整備基本計画の中で、3Rの推進と併せて環境学習機能の充実を特徴とした施設設計の一つとして、両市の公園などから出る剪定枝の一部をごみとして焼却するのではなく、チップに処理し土壌改良材として市民に活用していただくことを目的に着手した事業であります。また、剪定枝のチップ化処理につきましては、クリーンランドからの発案により、リサイクルセンターの整備基本計画策定に先立ち設置された学識経験者、環境団体、近隣地区代表者、公募市民などにより構成された「新ごみ処理施設整備検討委員会」において提案されたもので、両市もこれに賛同して取組みを進めているところでございます。

### (二問目)

クリーンランドが剪定枝のチップ化処理を発案する際、処理経費が従来と比較してかなりかかってしまう点や、実際にチップ化する剪定枝の量は、従来通り、焼却処理する剪定枝の僅か数パーセントにしかならないといった点について、議論や検討されなかったのでしょうか。同様に、検討委員会の議論の際にも、更には両市に対して提案した際にも、何の問題提起や疑問も投げかけられなかったのでしょうか。検討委員会では、剪定枝のチップ化処理について、どのような議論がなされたのか、両市に提案された時に、なされた検討はどのようなものだったのか、教えてください。

さらに、剪定枝のチップ化処理は、環境学習機能の充実を特徴とした施設設計の一つとして着手した事業とのことですが、剪定枝のチップ化を知っている豊中市民、伊丹市民はどれくらいおられると認識されているのでしょうか。ほとんどの市民が剪定枝をチップ化していること、チップ化された剪定枝が堆肥化事業に使われていることを知らないのに、この事業のどこが環境学習機能の充実につながっていると言えるのか、具体的にお答え下さい。



## <答弁>

新ごみ処理施設検討委員会における議論では、環境学習機能の充実及び3R推進として、可燃ごみの資源化に向けた具体策のなかで、剪定枝のチップ化について前向きに進めるべきとの検討経過から、本事業の取組みを進めることになったものです。また、両市への検討委員会における報告に対し、チップ化に関する意見は特にございませんでした。

次に、剪定枝のチップ化を環境学習として利活用していることの両市市民の認識度ですが、施設見学者にDVDによる施設説明の中で、剪定枝の処理と利活用状況を上映し、見学ルートにおいても土壌改良剤の実物展示と映像などを通して理解を深めていただいております。認知度は年々拡がっていると思われまじ、見学者からは勉強になりましたとの感想をいただいております。

また、土壌改良剤はリサイクルプラザで常時配備し、希望される市民に販売を行っている他、クリーンランドフェスティバルをはじめ、とよっぴーフェスタや農業祭、また伊丹リサイクルフェアなど多くの市民が集まる環境イベントでの配布・販売するなど、再生資源として市民への周知啓発を行っているところです。

## (意見・要望)

剪定枝のチップ化を環境学習として利活用していることの両市市民の認知度は年々拡がっていると思われるとの答弁がありました。私は全くそうは思いません。あらためて剪定枝のチップ化事業は、様々な理由から循環型社会の促進や、環境学習への貢献には繋がっていないと指摘します。まず、土壌改良材、豊中市で言うと「とよっぴー」ですが、とよっぴーのことすら知らない市民が多い中で、たとえ、とよっぴーを知っていたとしても、とよっぴーの製造過程でチップを使用していること、そのチップが市内の公園などから出る剪定枝から作られていること、クリーンランドで作られていることを知っている市民はほとんどいません。そもそも、クリーンランドでチップ化事業を行われていることを知る機会、チップ化機械やチップ化している様子を見る機会がほぼありません。また、チップ化している剪定枝はクリーンランドで処理している剪定枝全体のわずか5%程度で、ほとんどの剪定枝は、焼却処理している訳で、環境学習や循環型社会の推進には全くつながっていません。さらに、問題なのは、効果のない取組みに対して、焼却処理すれば、1トンあたり約6800円で処理できるのに、1トンあたり約85600円、実に12.6倍もの処理経費を投じて(税負担をして)、わざわざチップ化していることです。ちなみに、平成24年までは、剪定枝のチップ化事業をしていませんでしたが、両市の土壌改良材は製造されていた訳ですので、チップ化事業を止めて、堆肥化事業に影響が出ることもありません。むしろ、チップは、ホームセンターやネットでも、約10000円/トンもあれば、十分、入手でき、堆肥化事業の経費削減にもなります。さらに、土壌改良材をリサイクルプラザや各種環境イベント等で配布・販売する等、再生資源として市民への周知啓発を行っているとの答弁がありました。土壌改良材の原価と販売単価を知っていて、そんな答弁をされているのでしょうか。例えば、昨年度の実績で言いますと、とよっぴーの原価は、1kgあたり約140円ですが、それを3kg100円、10kg200円、300kg3000円で販売している訳です。原価割れを平気で起こして販売していることを黙認し、さらには、その

原価をわざわざチップ化処理をすることで高くしているのが、実態なのです。優秀な職員が多数揃うクリーンランドから、このような事業の発案があったこと、さらには、学識経験者も入っておられた検討委員会の場で、費用対効果などの議論が一切なされなかったこと、両市に提案があった際にも、同様にこのような議論や問題視する声一切なかったことが非常に残念というか、驚きでしかありません。しかしながら、当初は議論がなく見切り発車的にスタートされた事業かも知れませんが、現時点において、これだけの問題点があり、指摘もし続けている訳ですから、あらためて、この事業の費用対効果等を真剣に検証する機会や場を設けて頂き、早急に事業の見直しをして頂くことを強く求めておきます。

## 【ごみ搬入量について】

### （一問目）

ごみ搬入量の推移についてお伺いします。議案参考資料P. 7によると、ここ数年、粗大ごみの搬入量が増加し続けていますが、その要因についてどのように考えておられるでしょうか。また、何らかの傾向があれば教えてください。一方、昨年度、豊中市から搬入された古紙・古布の量が、一昨年度に比べて半減していますがその要因は何でしょうか。

### ＜答弁＞

粗大ごみの増加要因でございますが、伊丹市では平成28年度から収集するごみの規格を変更し、45ℓの袋に入らない大きさのごみは、粗大ごみに区分して収集することになったことから平成28年度から大きく増加しています。

また、豊中市においても平成28年4月から、再生資源の持ち去り禁止規定を施行し、パトロール巡視に取組まれたこと等で、粗大ごみの持ち去り行為が減少し、収集量が増えたものでございます。

次に、古紙・古布の搬入量の減少でございますが、これについても持ち去り禁止規定の効果で古紙類の収集量が大幅に増加したことから、豊中市では平成29年度から収集した古紙類の一部を直接処理業者に搬入されたことで、クリーンランドへの搬入量が減少したものです。

## 【物品の在庫管理について】

### （一問目）

決算説明書P. 1に昨年度は、各物品の在庫管理の徹底を図り、低コストで安定的な施設運営を行ったとありますが、具体的にこれまでとどのように管理手法を変えて、徹底を図ったのか、また、その効果として需用費の支出がどれくらい抑制できたのか、教えてください。

### ＜答弁＞

新施設の機械部品の在庫数については、事務管理装置と言うデータベースにて設備機器毎に最低限必要な在庫数と機器の補修履歴を管理し、使用の見込みが立つよう使用履歴を勘案しながら管理しています。また油脂類などの在庫数については、月1回、在庫確認を実施し、この間の経験を活かした各設備機器の油脂類交換周期を計画し、機器整備時に交換を行ない適切な維持管理を行なうとともに、安定稼動に努めています。

効果と致しましては、消耗品や油脂類の交換周期を計画立てて行うことにより、余剰在庫が発生しないことでの経費削減と、施工業者から購入した場合は売り掛けに掛かる手数料が発生しますが、事前に自ら購入することで、これらがかからず一般市場価格での購入が可能となっています。

## 【国有地買取に伴う補正予算について】

### （一問目）

議案第11号補正予算第2号のうち、国有地買取に伴う補正予算について伺います。当該土地の経緯や買取の理由は分かりましたが、当該土地には土壤汚染や産業廃棄物等の埋設物の有無は調査済みなのでしょうか。調査済みであれば、その結果について教えてください。調査がまだなのであれば、調査後、土壤汚染や地下埋設物があった場合の取り扱いについてはどのようにするのか、教えてください。

### ＜答弁＞

当該国有地は、平成29年度に実施しました土壤汚染詳細調査におきまして、鉛、砒素、フッ素の特定有害物質がそれぞれ検出されておりますが、汚染状況は、平成25年度に同エリアで実施しました概況調査の結果と比較しましても同程度であり、周辺に飲用井戸がないため、緊急措置を講じる必要はない状況でした。また、周辺の自治会等へも同様のご説明を行い、ご了解を頂いております。あわせて、平成28年度から29年度にかけて実施しました既存ごみ焼却施設解体時の掘削時には、産業廃棄物等の埋設物は検出されておられません。

当該国有地も含めて土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定されておりますので、跡地整備事業を実施していく中で、掘削します汚染土につきましては、土壤汚染対策法に基づいて適正に処理致します。また、産業廃棄物等の埋設物が検出された場合につきましては、土地の売買契約書の条項に瑕疵担保責任の条項が入っており、それに沿い近畿財務局と協議を行います。併せて、関係官庁と協議をした上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理致します。

### （意見・要望）

買取後の跡地整備を進めていく際に、当該地において産業廃棄物等の埋設物が発生した場合の処理費用については、なるべくクリーンランドが負担しなくても済むように、十分念頭に入れて、売買契約を進めて頂きたいと要望しておきます。

## 【ごみ焼却施設定期補修工事について】

### (一問目)

議案第11号補正予算第2号のうち、ごみ焼却施設定期補修工事に係る債務負担行為補正について伺います。債務負担行為の補正額が3億7千万円とのことですが、算出根拠を教えてください。

### <答弁>

ごみ焼却施設定期補修工事は、焼却炉を1年間稼働できるように整備補修することを目的に毎年行っております。この工事には大きく分けて2つの工事内容がございます。

1つ目は、毎年交換しなければならない消耗品や、毎年調整しなければならない計測機器や機械類を整備するもの。

2つ目が、機器類の経年劣化に伴う更新工事や、定期的な年数毎に行われる法定検査などがございます。

この2つの合算が、今回の3億7千万円となっております。

クリーンランドでは旧施設より設備、機器ごとの整備基準を設けており、新施設に移行後もその経験を基に新施設の機器類を日々点検した上で、整備工事計画を立案しており、各工事に対する材料や工数などの積算根拠と、それらに対する整備ノウハウを有しており、あわせて全国の先進工場との情報交換や技術派遣などで得た情報を基に精査しているものでございます。

### (意見・要望)

ここまで詳細にかつ厳密に積算をされていることを大変高く評価させていただきます。これだけのことができるノウハウをクリーンランドの職員の方々がしっかりと蓄積されていることに安心しました。そういう意味では、あらためて、これだけの専門的なノウハウ、知識に対して、職員の給与や手当面での処遇について、評価が低いように感じましたので、両市の総務部局は、もう少し、この点を考慮した処遇改善が必要ではないかと意見しておきます。